

「総合消費料未納分訴訟最終通告書」 ハガキにご注意！

＜今回の相談事例＞

「総合消費料未納分訴訟最終通告書」というハガキが届いた。内容を確認すると、「このまま支払いがない場合は裁判を起す。至急、連絡するように。」と書いてある。しかし、具体的な商品名や金額の記載はない。どのように対処したら良いだろうか。 (70代男性)

【アドバイス】

●絶対に連絡をしてはいけません！

今回の相談と同様の「総合消費料未納分訴訟最終通告書」というハガキが届いたという相談が増えています。これは、「裁判にする」「財産を差し押さえる」などと不安をあおり電話をかけさせ、最終的にお金をだまし取る詐欺の手口です。身に覚えのない請求は、絶対に連絡をしてはいけません！

●「身に覚えがない場合は早急にご連絡ください」と書いてある場合も。

「身に覚えがない場合は、早急にご連絡ください。裁判を取り消します」などと記載し、巧みにハガキの連絡先に電話をさせるよう書いてある場合もありますが、このような場合も絶対に連絡をしないでください！一度、連絡をしてしまうと、氏名や電話番号などの個人情報業者へ渡り、次々と詐欺の電話などがかかってくる可能性があります。身に覚えのない請求は無視するのが一番です。

●不安に思ったら、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン いやや! ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)
福岡県警察相談窓口 ☎ #9110 (24時間対応)



まもりん



みもりん